



# ひとり親家庭に対する手当や 助成について知りたい

## 児童手当

問い合わせ先／こども福祉課：216-1261 (各支所福祉課・保健福祉課)

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために支給しています。申請の翌月分から支給されます。公務員の方は勤務先で手続きしてください。

- 対象者** 中学校修了前(満15歳到達後最初の3月31日まで)の児童を養育している方
- 0～3歳未満…月額 15,000円(3歳の誕生日まで)
  - 3歳～小学校修了前…月額 10,000円(第3子以降は月額15,000円)
  - 中学生…月額 10,000円
- ただし、上記にかかわらず
- (1) 所得制限限度額以上…月額5,000円
  - (2) 所得上限限度額以上…支給なし

## 児童扶養手当

問い合わせ先／こども福祉課：216-1260 (各支所福祉課・保健福祉課)

父または母がいないか、父または母が重度の障害者である児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、または一定の障害状態にある20歳未満)を監護している父または母、または父母にかわって養育している方に支給されます。

- 支給額** 月額…43,070円～10,160円
- ▶ 2人目…10,170円～5,090円 加算
  - ▶ 3人目以降…6,100円～3,050円 加算
- ※申請の翌月から支給されます。
- ※ただし、所得が所得制限限度額以上のとき、児童が児童福祉施設等に入所しているときなどは支給されません。

## 市民福祉手当

問い合わせ先／こども福祉課：216-1260 (各支所福祉課・保健福祉課)

4月1日現在で、本市に引き続き1年以上居住(住民登録されている)するひとり親家庭等で義務教育中の児童を養育している方に支給されます。毎年度申請が必要です。

- 支給額** 年額…24,000円 ※所得制限限度額以上のときは年額 12,000円
- ただし、児童が児童福祉施設等に入所しているときなどは支給されません。

## 愛の福祉基金

問い合わせ先／こども福祉課：216-1260

篤志家からの寄付金を基金に積み立て、その運用利息等で、ひとり親家庭等の新中学校1年生にお祝いの図書カードを贈呈しています。対象者には市役所からお知らせの文書を送付しています。

## 交通遺児見舞積立基金

問い合わせ先／安心安全課：216-1209, 216-1512

交通事故で親を亡くされるなどした小・中学生に毎年2回、図書カード等を贈呈しています。





# ひとり親家庭に対する手当や助成について知りたい

## 母子父子家庭等医療費助成

問い合わせ先／こども福祉課：216-1261 (各支所福祉課・保健福祉課)

ひとり親家庭等の方々の医療費の一部を助成しています。

### 対象者

- 児童を扶養しているひとり親家庭の母または父
  - ひとり親家庭の母または父に扶養されている児童
  - 父母のいない児童
- ※ここでいう児童は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある人、または一定の障害状態にある20歳未満の人

### 助成額

保険診療による一部負担金の額を助成します。  
ただし、児童扶養手当の所得制限限度額以上のときなどは助成されません。

## こども医療費助成

問い合わせ先／こども福祉課：216-1261 (各支所福祉課・保健福祉課)

こどもの健康と健やかな育成を図るため、こどもの医療費の一部を助成します。所得制限はありません。

### 対象者

- ・中学3年生(15歳に達する日以後の最初の3月31日)までのこども(市町村民税非課税世帯は18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)
- ・生活保護等、他の医療扶助を受けていないこども

### 助成額

3歳未満及び市町村民税非課税世帯…保険診療による一部負担金の額  
上記以外…保険診療による一部負担金の額から1ヶ月2,000円を差し引いた額

## 国民健康保険一部負担金の減免

申請世帯の実収入月額が、前年同月と比較して3割以上減少し、かつ、生活保護基準額に1.3を乗じて得られる額以下となる場合、または火災その他の災害を受けた場合は、申請月から3ヶ月以内の期間、一部負担金の減免を受けられる場合があります。

### 問い合わせ先

国保の給付・資格について	……………	給付係：☎ 216-1228
健診・保健指導について	……………	保健事業係：☎ 808-7505
国保税の計算・内容について	……………	賦課係：☎ 216-1229
国保税の納入・還付について	……………	納税係：☎ 216-1230
谷山支所市民課、各支所総務市民課		

## 国民年金保険料の免除

問い合わせ先／国民年金課：216-1224 谷山支所市民課、各支所総務市民課

国民年金保険料を納めることが困難なとき、将来の年金受給権を確保するため免除制度が設けられています。



## 税の軽減控除《ひとり親控除・寡婦控除》

母子（父子）家庭の母親（父親）は、所得税・住民税の寡婦控除又はひとり親控除が受けられる場合があります。控除対象者は以下の条件に該当する人です。

**ひとり親控除**…婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者（合計所得金額が500万円以下に限る）の場合。

**寡婦控除**…合計所得金額が500万円以下でひとり親に該当せず、(1)夫と離婚した後婚姻をしておらず扶養親族がいる人、(2)夫と死別した後婚姻をしていない人または夫の生死が明らかでない一定の人、のいずれかにあてはまる場合。

(本人が女性)

配偶関係			死別		離別		未婚のひとり親 ～500万円
本人所得			～500万円	500万円～	～500万円	500万円～	
扶養親族	有	子	30万円 (35万円)	—	30万円 (35万円)	—	30万円 (35万円)
		子以外	26万円 (27万円)	—	26万円 (27万円)	—	—
	無		26万円 (27万円)	—	—	—	—

控除額  
※( )内は所得税

(本人が男性)

配偶関係			死別		離別		未婚のひとり親 ～500万円
本人所得			～500万円	500万円～	～500万円	500万円～	
扶養親族	有	子	30万円 (35万円)	—	30万円 (35万円)	—	30万円 (35万円)
		子以外	—	—	—	—	—
	無		—	—	—	—	—

※ひとり親控除：30万円（35万円） 寡婦控除：26万円（27万円）

問い合わせ先／市民税課：216-1173～1175 鹿児島税務署：255-8111





# ひとり親家庭に対する手当や助成について知りたい

## 遺族基礎年金

遺族基礎年金は次のいずれかに該当する人が死亡したときに、その人によって生計を維持していた子のある配偶者または子に支給されます。子とは未婚で18歳になって最初の年度末までの子、または20歳未満で1級あるいは2級の障害のある子をいいます。ただし、「子のある夫」が請求できるのは、平成26年4月1日以降に妻が死亡した場合です。

1. 国民年金の被保険者
2. 国民年金の被保険者であった人で日本国内に住所を有し 60 歳以上 65 歳未満の人
3. 老齢基礎年金の受給権者(保険料納付済等期間 25 年以上)
4. 老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人。(保険料納付済等期間 25 年以上)

ただし、1または2に該当する人が死亡した場合は、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間に保険料の未納の期間が3分の1以上ないこと、または死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がないことが必要です。

### 問い合わせ先

鹿児島北年金事務所(代表) ☎ 225-5311

鹿児島南年金事務所(代表) ☎ 251-3111

国民年金課 ☎ 216-1224 谷山支所市民課、各支所総務市民課

## 遺族厚生年金

遺族厚生年金は次のいずれかの場合、その人によって生計を維持していた妻、子<sup>※1</sup>、夫<sup>※2</sup>、父母<sup>※2</sup>、孫<sup>※1</sup>、祖父母<sup>※2</sup>のうち最も優先順位の高い方に支給されます。

※1 未婚で 18 歳になって最初の年度末までの人または 20 歳未満で1級あるいは2級の障害のある人。

※2 死亡当時 55 歳以上で受給開始は 60 歳からとなります。ただし、夫は遺族基礎年金をあわせて受給できる場合、60 歳より前でも受給できます。

1. 厚生年金保険の被保険者が死亡したとき、または被保険者期間中の傷病がもとで初診の日から5年以内に死亡したとき。ただし、遺族基礎年金と同様、死亡者について、一定の保険料の未納がないことが必要です。
2. 老齢厚生年金の受給権者が死亡したとき。(保険料納付済等期間 25 年以上)
3. 老齢厚生年金の受給資格を満たした人が死亡したとき。(保険料納付済等期間 25 年以上)
4. 1級・2級の障害厚生(共済)年金を受けとっている人が死亡したとき。

### 問い合わせ先

鹿児島北年金事務所(代表) ☎ 225-5311

鹿児島南年金事務所(代表) ☎ 251-3111

## 母子父子寡婦福祉資金

母子父子寡婦福祉資金は、ひとり親家庭の経済的自立と、その扶養している児童の福祉を増進することを目的とした貸付制度です。

**申請できる方** ひとり親家庭で児童（20歳未満）を扶養している方または寡婦

**事前相談** 相談から申請までに必要書類の準備等で期間を要することがあり、また、貸付受付後から審査会を経て貸付の可否決定までに時間を要しますので、お早目にご相談ください。

### 主な貸付金の種類等

種類	対象経費	利率 ※は保証人なしの場合1.0%
修学	児童が高等学校、大学等で修学するのに必要な授業料、書籍代、通学費等に要する費用	無利子
就学支度	児童が小学校、中学校、高等学校、大学等に就学する際に必要な被服、履物等の購入に要する費用	無利子
技能習得	ひとり親家庭の父母が、就職等に必要な知識技能を習得するために必要な授業料等に要する費用	無利子※
生活	ひとり親家庭の父母が知識技能を習得している間や医療介護を受けている間、またはひとり親家庭の父母となって7年未満や失業中のため生活を安定するために要する費用	無利子※
転宅	住居の移転に要する費用	無利子※

\*上記の他にも貸付金の種類があります。

### 問い合わせ先

こども福祉課（こどもと女性の相談室） ☎ 216-1264

谷山福祉課 ☎ 269-8473





# ひとり親家庭に対する手当や助成について知りたい

## 生活福祉資金

低所得者世帯等に対して、生活の安定や自立を図ることを目的に、県社会福祉協議会が市社会福祉協議会を窓口として、必要な貸付を行う制度です。ただし、ひとり親家庭については、母子父子寡婦福祉資金を先にご利用ください。

### 問い合わせ先

市社会福祉協議会福祉資金課：☎ 223-0704、谷山出張所：☎ 267-6130  
吉田支部：☎ 294-2754、桜島支部：☎ 293-2969、喜入支部：☎ 345-0221  
松元支部：☎ 246-7211、郡山支部：☎ 298-2278

## たすけあい資金貸付事業

問い合わせ先／鹿児島市母子寡婦福祉会：223-4951

日常生活において緊急一時的に必要とする小口資金の貸付を行っています。

**対象者** ひとり親家庭の母または父、寡婦

## 生活保護

生活保護は、憲法第25条に定める「健康で文化的な最低限度の生活」を保証する制度です。

病気や身体の障害、思いがけない事故など、いろいろな事情により真に生活に困ったすべての国民に対し、国が困窮に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を目的としています。

こんなときなどをご相談ください。

- 病気などで働けないため生活ができない。
- 年金が少なく生活が苦しい。
- 医療費が支払えず、病院に行けない。

### 問い合わせ先

生活保護相談窓口：☎ 216-1495／☎ 216-1281、谷山福祉部保護課：☎ 269-2147  
伊敷福祉課保護係：☎ 229-2112、吉野福祉課保護係：☎ 244-7380

## 住居確保給付金

問い合わせ先／生活自立支援センター：803-9521

離職者等であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、生活自立支援センター（自立相談支援機関）による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

## JR通勤定期割引制度

児童扶養手当受給世帯等の方の通勤定期代が3割引になります。

- ・JR鉄道だけの制度で、JRバスにはこの制度はありません。また、通学定期は割引制度がありますので、この制度は適用されません。
- ・定期券購入時に購入証明書の提示が必要になります。

問い合わせ先／子ども福祉課：216-1260、谷山福祉部福祉課：269-8473